

# ○三郷市スポーツ推進審議会条例

昭和50年3月30日

条例第17号

改正 昭和58年3月23日条例第4号

昭和61年12月17日条例第19号

平成16年3月18日条例第14号

平成23年12月13日条例第25号

令和元年12月16日条例第21号

令和4年12月9日条例第23号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、三郷市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及びこれらの事項に関して市長に建議する。

- (1) スポーツの推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの行事の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 知識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 その職にあるために委員となったものの任期は、その在職期間中とする。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、地域振興部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和58年3月23日条例第4号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(昭和61年12月17日条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月18日条例第14号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月13日条例第25号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の三郷市スポーツ振興審議会条例第3条の規定により任命されている三郷市スポーツ振興審議会の委員は、第2条の規定による改正後の三郷市スポーツ推進審議会条例第3条の規定により任命された三郷市スポーツ推進審議会の委員とみなす。

附 則(令和元年12月16日条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月9日条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。